

地籍調査の実施の告示

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づいて、島根県知事が令和 7 年度地籍調査事業計画を定めたので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 事業計画が定められた年月日

令和 7 年 4 月 1 日

2 調査を実施する者の名称

松江市

3 調査地域

新庄①、西持田③、西長江①、朝酌⑤、西忌部⑦、西忌部(8)、西持田(4)

上本庄(1)、荘成(1)東長江(1)、千酌(1)

(別紙 令和 7 年度地籍調査区域表に示した小字地域又はその一部)

4 調査期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで